

個人情報保護法の課題と立法政策

個人情報保護法制からプライバシー保護法制へ

新潟大学法科大学院 教授

鈴木 正朝

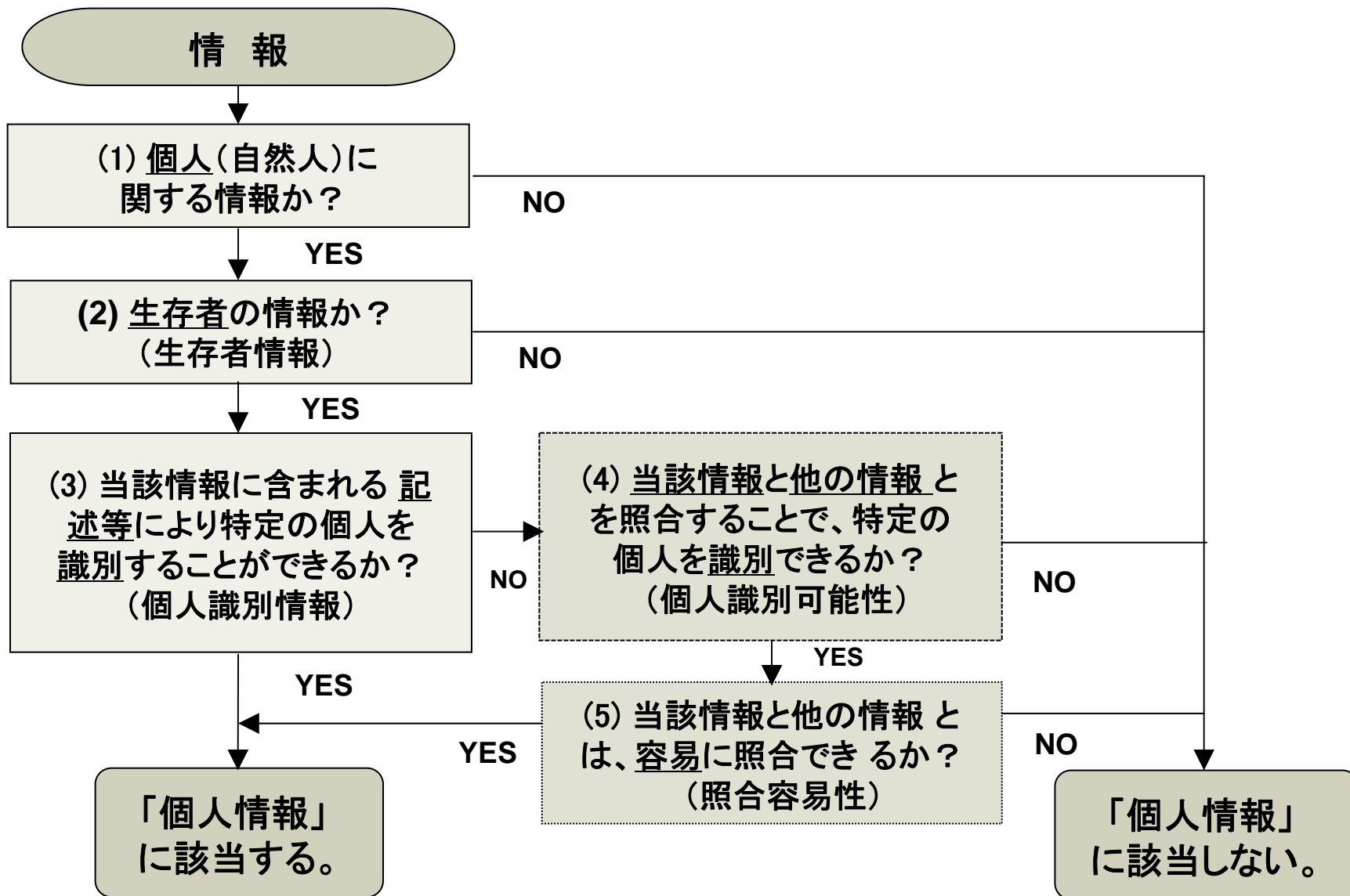
suzuki-masatomo@nifty.com

<http://www.rompal.com/>

プライバシー情報保護法制

- 個人情報保護法の解釈上の混乱や特定個人が識別されなければ自由流通していいという形式論が横行するのは、何を守らなければならないかという実体的、価値的評価(プライバシーの権利)から逃げてきた結果、起きている問題である。
- 共通番号制度創設の果実(正確・迅速かつ効率的行政の実現)を得ながら、管理社会化に対する備えを用意することが必要。
- 権力への監視を基礎づける法律は憲法を基礎とした人権規定(13条)の具体化法(プライバシー情報保護法)でなければならない。

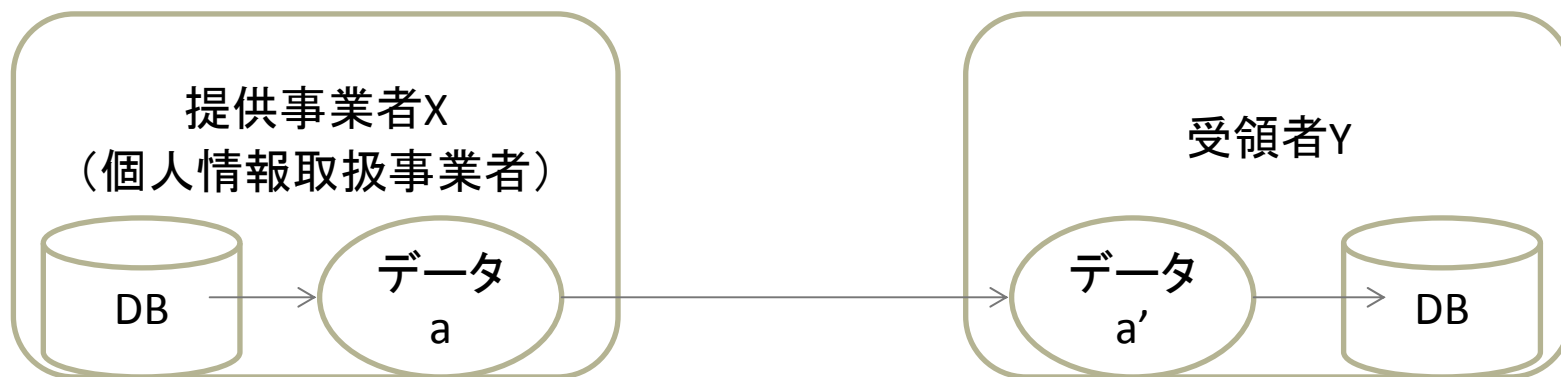
「個人情報」該当性の判断



「個人情報」の定義(2条1項)

- 誰が「識別」するのか、その主語は条文上明らかではない。したがって、特定個人の「識別」可能性判断の主体は解釈上の論点となる。
 1. 事業者基準説:「個人情報取扱事業者」を基準として判断する
 - *「従業者」基準説
 2. 本人基準説:個別具体的な「本人」または一般的な「個人」を基準として判断する

IDの提供と個人情報保護法23条適用の有無



提供事業者X	→(提供) →	受領者Y	Xの23条適用の有無
特定個人識別性あり ○	→ 個人データ	特定個人識別性あり ○	あり
特定個人識別性なし ×	→	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	→	特定個人識別性あり ○	なし
特定個人識別性あり ○	→ ID	特定個人識別性なし ×	経産省 : あり 総務省 : なし

「個人情報」の定義(2条1項)

1. 第三者提供(23条)における識別性判断の主体

- (1) 提供事業者基準説(個人情報取扱事業者)
- (2) 受領者基準説(受領者が個人情報取扱事業者であるか否かを問わない。)

* 個人データ流出(20~22条)の場合は？

2. 容易照合性判断における主体

- (1) 事業者基準説(事業者全体から評価する)
- (2) 従業者基準説(データを取り扱っている自然人を基準に容易照合性判断を行う)

「個人情報」と「プライバシー情報」

公開・非公開、センシティブ性・プライバシー性等情報の価値の有無を問わない。

特定個人の識別性のないプライバシー情報という類型も観念し得る。

個人情報

・生存する特定個人の
識別情報

多くの個人情報はプライバシー性を有する。



個人情報保護法と民法(契約・不法行為)等
両面の確認が必要

プライバシー情報

1. 私生活上の事実情報
2. 非公知情報
3. 一般人なら公開を望まない情報
→「みだりに」

行政規制(行政庁)

民事規整(裁判所)

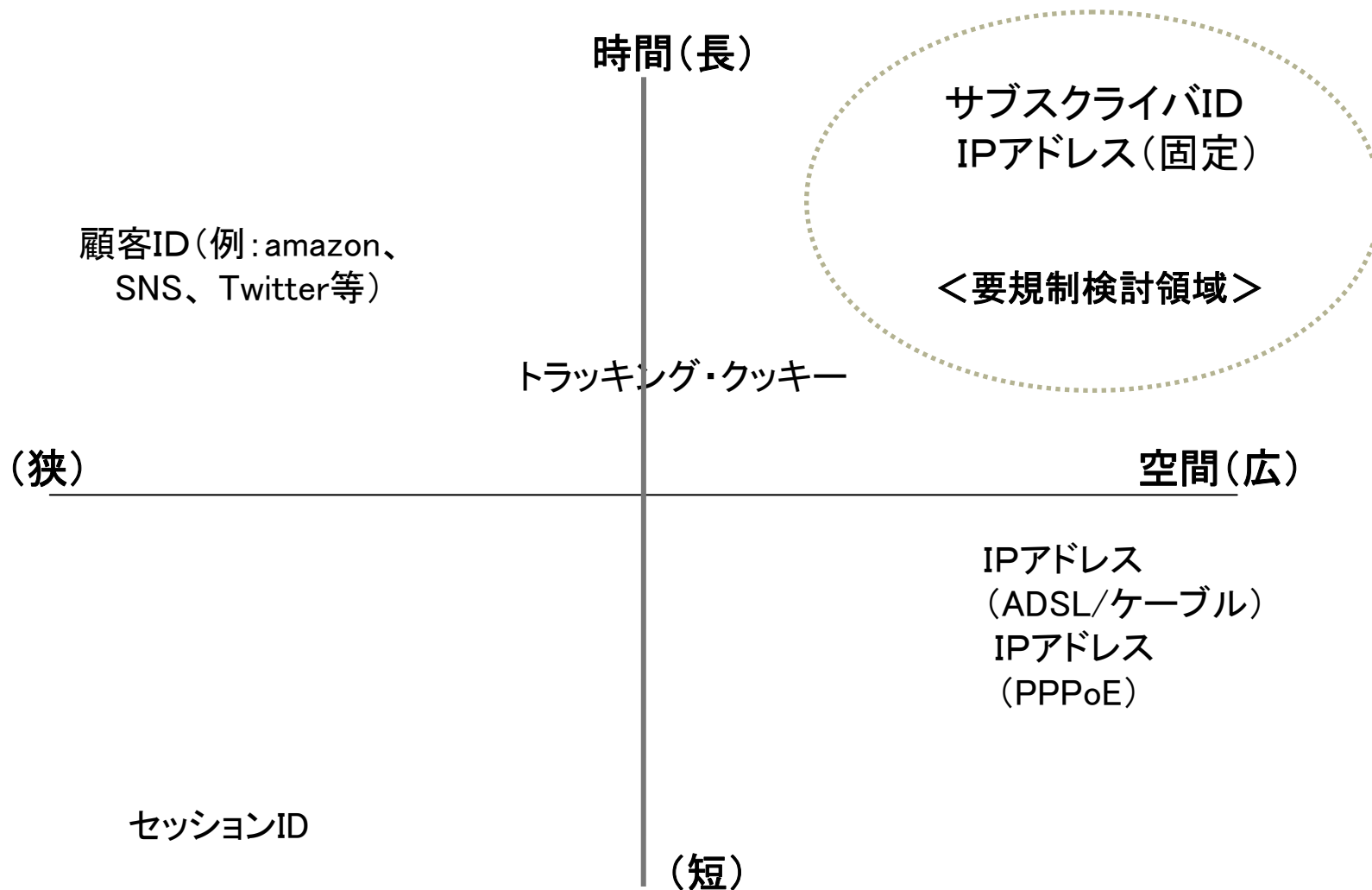
IDをめぐる法的問題(例)

特定個人が識別されないデータの自由流通を認めるべきか？ID受領者の再提供が問題となる。

(1) 購買履歴付きのサブスクライバーID(携帯電話機固有の識別子)の自由な転売は許されるべきか？

(2) CPUの固有番号が発信される仕様を許し、それを特定個人を識別できないかたちで自由に利用することは許されるべきか？(2000年の

IDの法的評価の一例(時間軸と空間軸)



(独立行政法人産業技術総合研究所 主任研究員 高木浩光氏の提言)

1858の条例に分割された国内越境データ問題

「個人情報保護に関する法律」

「基本法」部分

- 第1章 総則(目的・基本理念)
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等

*第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)

民間部門の「一般法」部分

- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 第5章 雑則(適用除外)
- 第6章 罰則

「行政機関の保有する個人情報に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」

地方公共団体による「条例」

- * 市区町村の「個人情報保護条例」
- * 都道府県の「個人情報保護条例」

個人情報取扱事業者

民間部門

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体

公的部門

1858の条例に分割された国内越境データ問題

- 人権(プライバシーの権利)に直結した国民の権利義務関係は国会(法律)の専権事項
→「地方分権の時代」に逆行する提案ではない。
- 理論的に1858個の安全管理基準等が策定され得ることが問題。
→総務省のテンプレート条例による標準化でしのぎ得るという問題ではない。

個人情報保護条例の撤廃と関連条例及び関連法令の一括改正(共通番号導入期以外には不可能)

共通番号制度導入と「第三者機関」創設

1. 第三者機関の組織

(1) 行政府に設置(主務大臣制撤廃)

- ・3条委員会(独立行政委員会)

(2) 立法府に設置(主務大臣制度併置?)

- ・情報保護院(私案)

(3) 会計検査院の活用(主務大臣制度併置)

- ・プライバシー情報検査権の付与(会計検査院法改正)

共通番号制度導入と「第三者機関」創設

2. 第三者機関の権限—情報保護院(私案)の場合

(1) プライバシー情報を用いる制度の創設・情報システム等の導入に際してのPIA(プライバシー・インパクト・アセスメント)

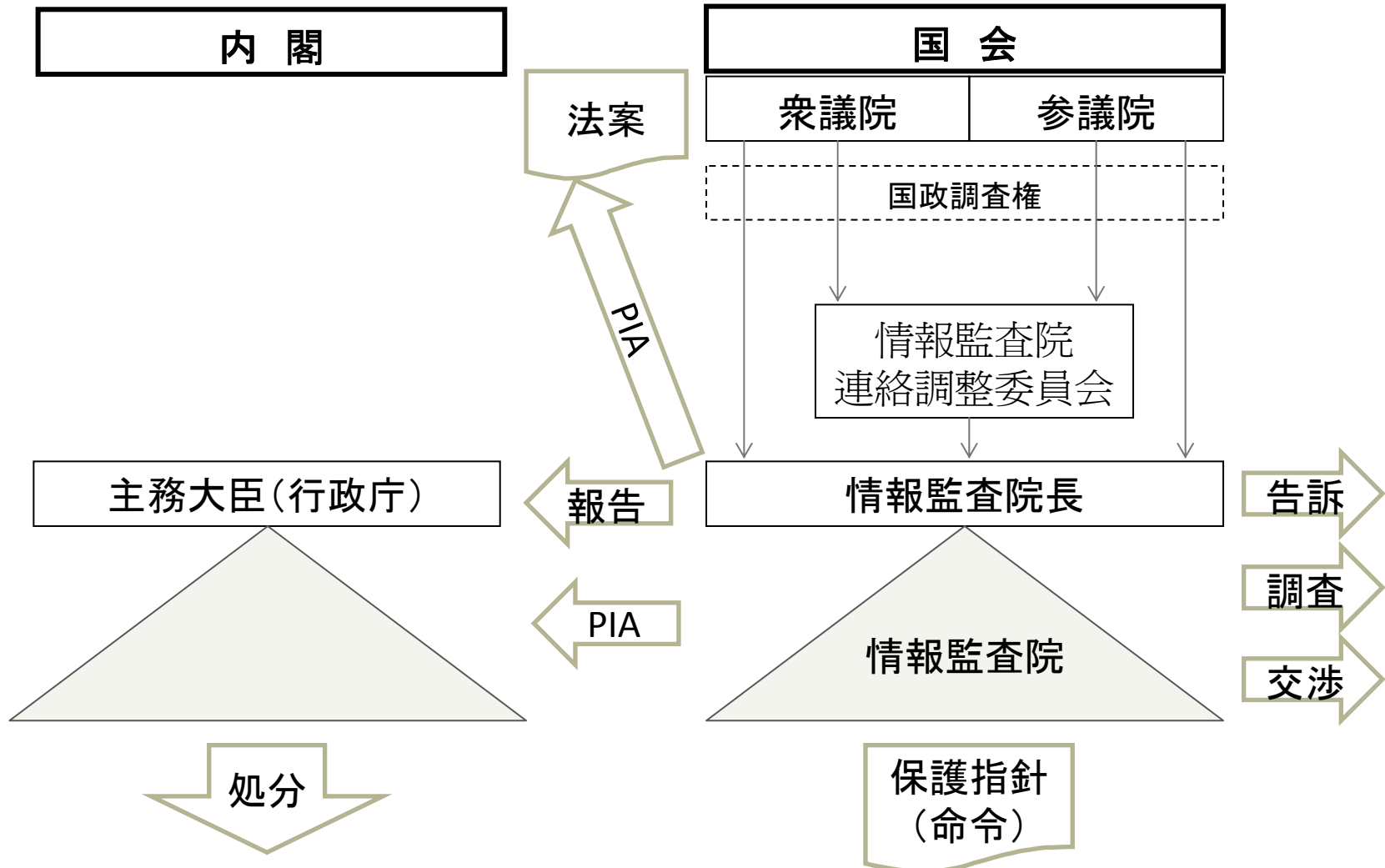
(2) プライバシー情報保護法に基づく、プライバシー情報調査権の創設(議院の国政調査権の具体化)

(3) 国会(各議院)への報告(必要に応じて立法)

(4) 主務大臣等への勧告(処分権は主務大臣)

(5) 罰則(議院証言法と同等のもの)

共通番号制度導入と「第三者機関」創設



共通番号制度導入と「第三者機関」創設

3. 第三者機関の要員

(1) 独立採用制度

(2) 要員スキルの明確化

- ・弁護士及び法務博士
- ・公認会計士及び公認会計士補
- ・IT研究者及びSE
- ・省庁出向者(厚労[医療情報]、総務[通信情報]、財務金融([信用情報]))

共通番号制度導入と「第三者機関」創設

(国際的動向)

①OECDプライバシーガイドライン改正の動向

②EU個人データ保護指令及び各国法制の動向など

③APEC越境データ保護の取り組み

(国内的動向)

④共通番号制度・国民IDの創設とプライバシー権

⑤消費者庁を中心とした個人情報保護法改正の動向

⑥各主務大臣の定める個人情報保護ガイドラインの改正動向

⑦JIS Q 15001改正の動向

⑧プライバシーマーク制度の運営要領及び審査基準等の改正動向

アングラ事業者対策

・「個人情報取扱事業者」の定義(主体的要件)

2条3項 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

アングラ事業者対策

五 その取り扱う**個人情報**の量及び利用方法からみて
個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして
政令で定める者

(個人情報取扱事業者から除外される者)

施行令第2条 法第2条第3項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、

アングラ事業者対策

当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

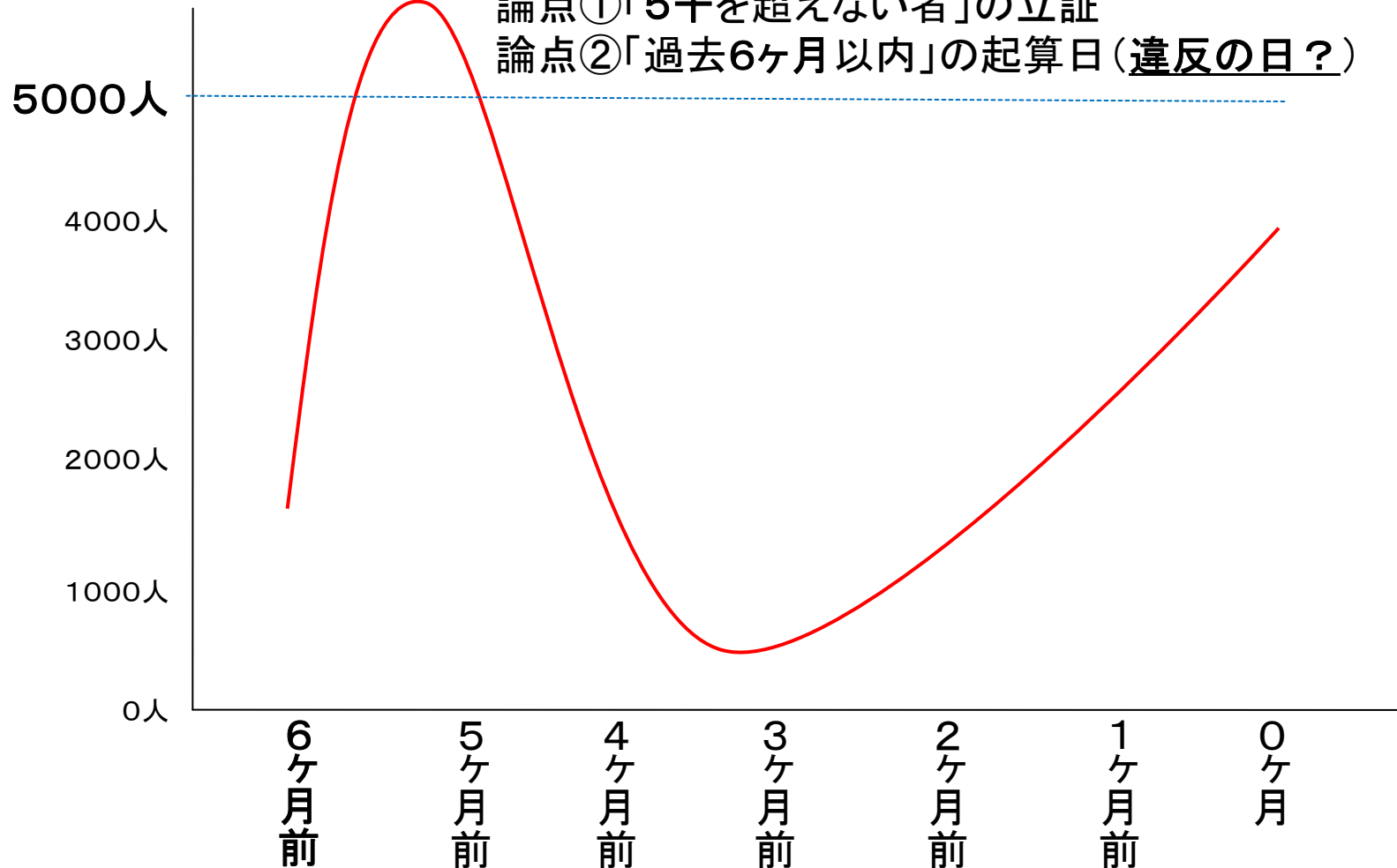
- 一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
 - イ 氏名
 - ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)
 - ハ 電話番号

アングラ事業者対策

「個人情報取扱事業者から除外される者」(施行令2条)

論点①「5千を超えない者」の立証

論点②「過去6ヶ月以内」の起算日(違反の日?)



アングラ事業者対策

二 不特定かつ多数の者に**販売**することを**目的**として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

●電話帳、カーナビデータと市販名簿への対応

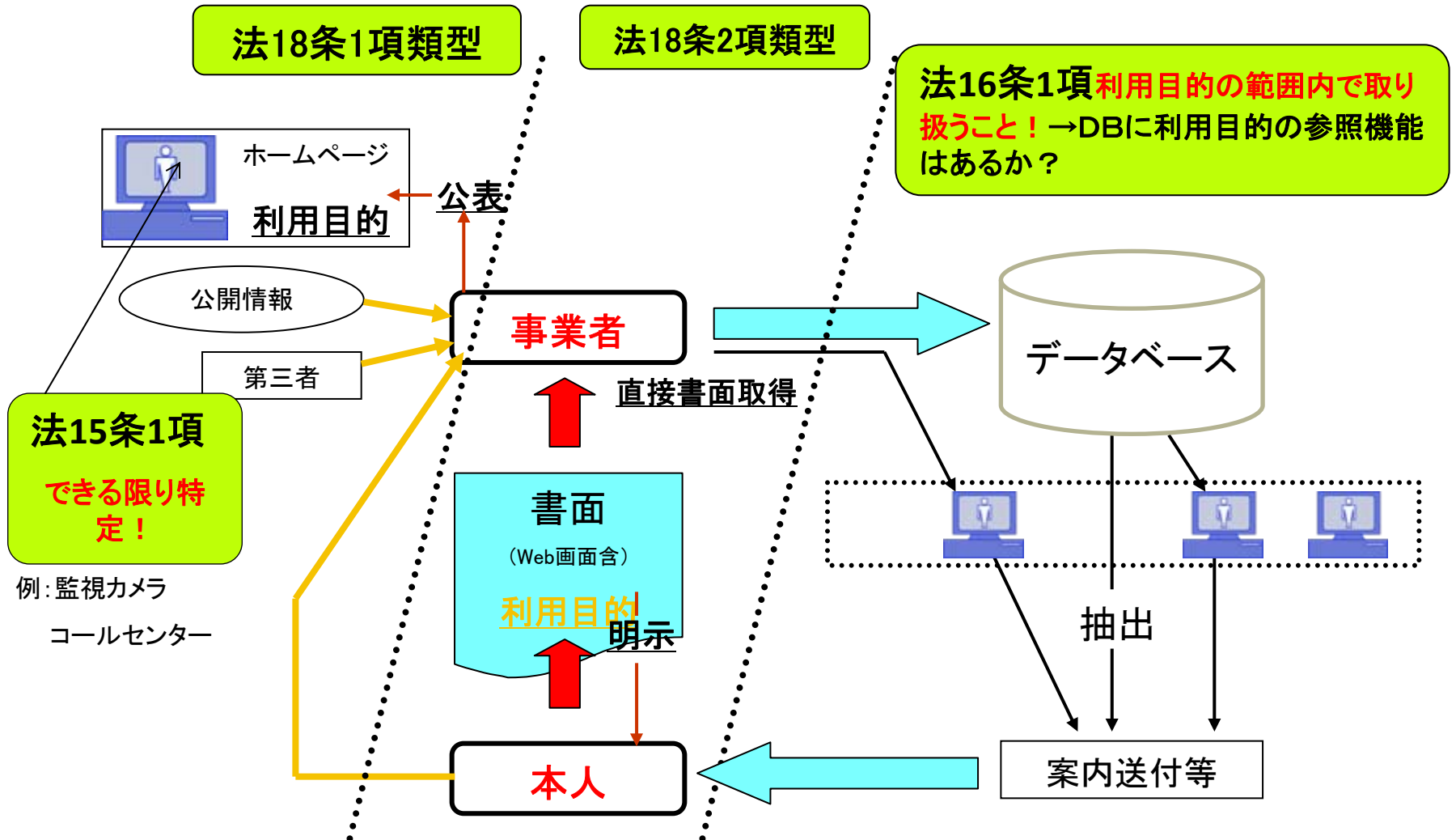
「個人情報取扱事業者」該当性の問題

・安全管理義務(法20条、法21条、法22条)の対象情報(個人データ)から除外されるか？

→除外されず、法の適用あり。

cf. 経産省ガイドラインの立場＝権限行使せず

利用目的管理



「共通番号制度」導入の背景と論点

- (1) 財政再建の必要性
- (2) 財政再建の方法—増税は必要か？
- (3) 増税策—消費税か、法人税他は？
- (4) 消費税に逆進性はあるか？
- (5) 消費税増税に低所得者層対策は必要か？
- (6) 消費税の逆進性の緩和(低所得者層対策)に「給付金付き税額控除」は有効か？「一律給付」はどうか？

「共通番号制度」導入の背景と論点

(7) 給付金付き税額控除のために「納税番号制度」は必要か？

(8) 税と社会保障の一体化政策の推進のために「納税番号」と「社会保障番号」を共通化(共通番号化)する必要性はあるか？

(9) どのような情報とどのような情報を何のためにどのように照合するのか？

(10) 消費税増税によって、少子高齢社会に対応したどのようなセーフティネットが構築されるのか？